

進歩性の判断 再論（I）

～乾麺事件判決を素材として～



TH弁護士法人
弁護士・弁理士 高橋 淳

第1 はじめに

1 問題意識

周知のとおり、対象発明の課題と進歩性判断は密接な関係があり、的確な進歩性判断のためには、対象発明の課題を正確に認識することが重要であることが指摘されている（回路用接続部材事件判決等参照）。

そして、この発明の課題の正確な認識の重要性は、引用発明の課題の認識についてもいえることである。

この点に関し、近時の裁判例を通覧すると、主引例発明に対し、副引例発明等を適用する場合の動機付けの判断に際し、主引例発明の課題が主引例発明の採用している解決手段により既に解決済みであることを理由として、当該動機付けを基礎付ける事由がないとする裁判例が目につくところである（以下、この論法を「解決済みの課題論」）。また、同様に、動機付けの判断に際し、主引例発明に対し、副引例発明等を適用することが主引例発明の課題解決と相反することを理由として、当該動機付けの阻害事由（阻害要因）があるとする裁判例も目につくところである（以下、この論法を「課題解決相反論」）。

いずれの論法も一定の合理性はあることは疑いが無いが、事案によっては、当業者を自動機械と同視し、その創作能力について過度に低く認定しているように見えるものも少なくない。

そこで、これらの論法の適用範囲及び進歩性判断の体系における位置づけについて検討する必要があると思われる。

2 進歩性判断の手法

進歩性判断は容易性判断と想到性判断に区分できるが、容易性判断に際しては、以下の3つのステップ毎に、容易性を検討する必要がある。

- ア 課題発見の容易性
- イ 主引例発明の選択の容易性
- ウ 主引例発明に対する副引例発明等の適用の容易性

3 本稿の目的

本稿では、この手法を前提として、主として乾麺事件判決を素材として検討を加えることを目